

南知多町職員の給与の支給等に関する規則（昭和37年南知多町規則第1号）の一部  
を改正する規則を公布する。

令和 8年 3月25日

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町規則第 7号

### 南知多町職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

南知多町職員の給与の支給等に関する規則（昭和37年南知多町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の前の見出し中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第5条の3及び第5条の4中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第5条の7第1項中「期間初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条第2項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第5条の8及び第5条の9中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第5条の10を第5条の15とし、第5条の9の次に次の4条、見出し及び1条を加える。

（第2種初任給調整手当の特定額に関して規則で定める職員及び額）

**第5条の10** 給与条例第11条の2第1項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する特定額をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 給与条例附則第15項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、給与条例第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに給与条例第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(第2種初任給調整手当の基準額)

**第5条の11** 給与条例第11条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定に基づき定められた職員が在勤する地域の最低賃金額とする。

(第2種初任給調整手当の支給期間の終期)

**第5条の12** 給与条例第11条の2第1項の規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する基準額をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

(第2種初任給調整手当の支給額)

**第5条の13** 給与条例第11条の2第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を52を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては、当該額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

**第5条の14** 給与条例第11条の2第3項の規則で定める職員は、当該職員を新たに採

用した職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定することとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第6条第4項第2号中「万円以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

第9条第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは給与条例第15条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項中「提示」の次に「又は第15条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第11条第3項中「第11条の3第2号」を「第11条の4第2号」に改め、同項第1号中「第15条第6項」を「第15条第7項」に改める。

第11条の3第2号中「2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改め、同条を第11条の4とし、第11条の2を第11条の3とし、第11条の次に次の見出し及び1条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

**第11条の2** 給与条例第15条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1万400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1万3,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 1万6,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万9,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万2,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2万5,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2万9,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 3万2,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 3万5,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万8,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万2,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万5,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万9,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 6万6,400円

第12条の2第4項中「第15条第4項」を「第15条第5項」に、「第11条の3第3

号」を「第11条の4第3号」に、「第11条の3第2号」を「第11条の4第2号」に、「の合計額」を「及び給与条例第15条第3項第1号に定める額の合計額」に、「第15条第6項」を「第15条第7項」に改め、同条を第12条の5とし、第12条の次に次の2条、見出し及び1条を加える。

(駐車場等の要件)

**第12条の2** 給与条例第15条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第9条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは給与条例第12条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状態、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると町長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

**第12条の3** 給与条例第15条第3項の規則で定める職員は、第11条の4第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

**第12条の4** 給与条例第15条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場

合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 町長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第13条の2第1項中「第15条第5項」を「第15条第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第15条第5項」を「第15条第6項」に改める。

第13条の3第1項中「第15条第6項」を「第15条第7項」に改める。

第17条第2項中「5,000円」を「5,300円」に改める。

第22条第7項第1号中「6月に支給する場合には100分の124以上100分の315以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の322.5」を「100分の125.25以上100分の318.75」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5」を「100分の113.75以上100分の125.25」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の103.5、12月に支給する場合には100分の106」を「100分の104.75」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の92以下、12月に支給する場合には100分の93.5

以下」を「100分の93」に改め、同条第11項第1号中「6月に支給する場合には100分の51.5以上、12月に支給する場合には100分の54」を「100分の52.75」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48.5、12月に支給する場合には100分の51」を「100分の49.75」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の46以下、12月に支給する場合には100分の48.5以下」を「100分の47.25」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### (暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次条において「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の南知多町職員の給与の支給等に関する規則（次項において「改正後の給与規則」という。）第5条の10の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規則第5条の13（改正後の給与規則第5条の14第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

### (施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

- 4 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第13号）第2条の規定による改正後の南知多町職員の給与に関する条例（昭和37年南知多町条例第1

号) 第15条第3項に規定する駐車場等をいう。) を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至ったものは、この規則による改正後の給与規則第9条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。